

大山町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査で勧告した事項に関して、同条第15項の規定により改善措置の報告を受けましたので、公表します。

令和4年4月13日

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



受大総第2201号
令和4年3月25日

大山町監査委員 石黒 澄男 様
大山町監査委員 野口 俊明 様

大山町長 竹口 大紀
(公印省略)

令和3年度定期監査の結果に対する改善措置について (通知)

令和3年12月27日付 発大監第49号で勧告のありました事項について、下記のとおり改善措置を講じましたので地方自治法199条第15項の規定に基づき通知いたします。

記

- (1) 緊急時の契約について、あらためて手続きを整理し、再度周知徹底を図ること。

緊急時の契約については、大山町建設工事指名競争入札参加者等審査委員会（指名審査会）への持ち回りを基本としつつ、やむを得ない場合には同指名審査会会長である副町長の決裁をとることとし、この旨を副町長より3月23日付けで管理職に通知し、各課室の契約担当者への周知徹底を図るよう指示を行った。

- (2) 緊急時の指名審査会の取り扱いについて、緊急の調整が必要となるため、事務の簡素化を含めて検討すること。

緊急時の指名審査会における取り扱いについても、大山町建設工事指名競争入札参加者等審査委員会規程により契約を行う必要があり、事務の簡素化については今後引き続き検討する。

- (3) 緊急時に限らず、指名審査会にかけるべき案件に漏れがないよう、担当課の判断に関わらず事業ごとに明確になるよう事務手続きの改善を検討すること。

上記(1)の通知において、指名審査会に付すべき案件等を定めた大山町建設工事指名競争入札参加者等審査委員会規程の遵守について各課室契約担当者への徹底を図るよう併せて指示を行った。なお、事務手続きの改善については今後引き続き検討する。